

## 陳 述 書 (2)

平成30年 7 月 26日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御 中

氏 名



## 第1 平成30年7月11日付書面質問について

村中さん代理人からの平成30年7月11日付書面質問を拝見しました。

同書面質問中、1(1)～(3)の質問、及び、同書面質問が引用する同年1月9日付け証拠申出書別紙尋問事項書4(1)～(5)、5(1)～(5)、12(1)(2)、14(1)(2)の各質問については、原告代理人らから、本件の争点と関連性がない(本件各記事から読み取ることのできる「原告による捏造行為=事実でないことを事実のようにこしらえる行為」を離れた質問である)との異議があったため、これらの質問を除いて回答します。

なお、以下の項目番号は、同日付書面質問及び同年1月9日付け証拠申出書別紙尋問事項書の質問項目の番号と対応しています。

## 2 平成27年12月28日のプログレスミーティングについて

(以下、同日のプログレスミーティングを「本件プログレスミーティング」といいます。)

- (1) 各群1匹を解析した画像であることは説明しましたが、N=1とは言っていません。
- (2) 池田先生や塩沢先生の理解・認識を答える立場にありません。
- (3) N=1とは言っていないので、池田先生がそのように受け取るはずはありません。

- (4) 池田先生の認識を答える立場にありません。そもそも、池田先生が塩沢先生からどのような資料を受け取ったかを私は知りません。私から池田先生に直接スライド資料を渡したことはありません。私が池田先生にスライド資料を示して説明したのは、甲17のプログレスミーティング資料だけです。

本調査委員会が、「組写真以外のものも多数存在していることを確認した」画像とは、甲17のスライド31・32を含む網膜組織と脳海馬組織を用いた免疫組織化学染色の共焦点レーザー顕微鏡の写真スライドで示した、1区画50枚の画像のことを指しているのかもしれませんが。ちなみに、甲17のスライド32右側の「#Sections:50sections」とある「50」は各50枚の写真をとっているという意味です。例えば、スライド31・32の画像は、各区画50枚ずつ撮影した画像を重ねたものですが、画像データは個別に存在しています。

- (5) (6) 私が提出した本件プログレスミーティングの資料は、丙86の95～113頁の19枚を含む、全部で47枚の資料（甲17）です。定例の月1回のプログレスミーティングでは、1時間で3つの研究テーマの進捗状況をそれぞれ報告するのが通例でしたが、本件プログレスミーティングは池田先生が出席されるということで、子宮頸がんワクチンに関する研究結果だけを取り上げ、スライドについても、過去のプログレスミーティングで私が説明したものを加えて再構成して説明しています。丙86の95～113頁の資料が、「12. 28. 2015」と記載されたタイトルページ（丙86の95頁、甲17の20枚目と同じ。）から始まっているのは、本調査委員会から資料提出を求められた塩沢先生が、本件プログレスミーティングの資料を、同日のタイトルページから始まるものだけだと勘違いしたからだと思います。

本調査委員会資料（丙86）に本件プログレスミーティング資料を添付するにあたり、塩沢先生からも本調査委員会からも、私に対して、どの資料かと確認されたことはありませんでした。私が本件プログレスミーティングで説明したのは、間違いなく甲17の資料です。本調査委員会の資料がこのようなものであることを、本件訴訟の証拠資料として提出されて初めて見まし

た。

(以下、証拠申出書別紙尋問事項書記載の質問項目の回答)

6 本件プロGRESSミーティングについて

- (1) 甲17のスライドを示しながら口頭で50分近く説明しました。
- (2) 被検体から血清を採取して、その血清を別の正常な組織と反応させて観察する実験方法(蛍光抗体間接法。甲27参照)は、免疫組織化学染色法のオーソドックスな検査法のひとつであり、自己免疫疾患を診察したことがある医師であれば誰でも知っている教科書的な方法です。

塩沢先生は、本件プロGRESSミーティングの前からこの実験方法を私から聞いており、内容をご存知なので、改めて説明するまでもありません。池田先生は、普段から自己免疫疾患の患者さんを診察しており、蛍光抗体間接法をよくご存知ですから、わざわざ説明していません。

- (3) 説明していません。このプロGRESSミーティングの時点では、NF- $\kappa$ Bp50欠損マウスの脳組織の病理解析を行っていないからです。
- (4) 甲17の9枚目のスライドは、サーバリックス接種後2ヶ月、4ヶ月のマウスから採取した血清を、別の正常なマウスの脳切片にふりかけた画像です。このスライドを、本件プロGRESSミーティングで池田先生や塩沢先生も見ていると思います。
- (5) 甲17のスライド31・32について、各群マウス1匹ずつの解析画像であることは、本件プロGRESSミーティングで説明しました。免疫染色の画像は統計を取るための実験ではなく、パイロット実験で見られた結果の一つとして示したものです。この実験結果について、池田先生とは本件プロGRESSミーティングで少しやりとりした程度ですが、塩沢先生には本件プロGRESSミーティングに限らず、毎月1回のミーティングで内容を説明しています。

7 NEWS 23における原告の発言について

- (1) TBSによる編集を経た後の発言を切り取って質問されても、池田先生の

発言の当否をコメントすることはできません。TBSの編集が適切ではなかった可能性があります。

- (2) 乙1の2分45秒以降で写った標本（プレパラート）は、私が作ったものではありません。「末梢神経病変」のスライドを私が池田先生に提供したこともありません。「約9ヶ月後に異常が現れた」とは、池田先生の発言ではなくナレーターの説明ですが、私は上記標本やスライドを作っていないので、わかりません。
- (3) 本件マウス実験は塩沢先生の研究の一環として行ったものであり、私の研究ではありませんから、そもそも私は公表するかどうかを承諾する立場にありません。

#### 8 平成28年3月16日の本件成果発表会における原告の発表について

- (1) 「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との記載は、本調査が始まった後で、塩沢先生が書いたものと知りました。誰が白丸を付けたのかは知りません。
- (2) これらのスライドを誰が作成したのかは知りません。
- (3) このスライドの記載を誰が作成したのかも知りません。私は、成果発表会のスライド作成には全く関与していません。
- (4) 「だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」（丙37の39分12秒以下）と発言することは、可能性を示唆するにとどまるものであり、問題ないと考えます。

池田先生の発言を、「子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳画像であるにもかかわらず、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳画像であるとの事実と反する発言を行った」「子宮頸がんワクチンによってワクチンを接種したマウスの脳そのものに障害が発生したという事実を述べている」と評価すること自体、疑問です。

- (5) 本件マウス実験は塩沢先生の研究の一環として行ったものであり、私の研究ではありませんから、成果発表会で発表することを承諾する立場にありません。

### 1.3 動物実験計画の承認申請について

動物実験計画の承認申請について、私が池田先生からご質問のような確認を求められたことはありません。そもそも医学部長は、動物実験計画の承認申請の取扱を信州大学動物実験委員会に一任しており、個別の承認内容を具体的に把握しているわけではありませんから、池田先生が動物実験計画の承認申請内容を直接検討しているわけではないと思います。

### 1.4 本調査委員会について

(3) 本調査委員会のヒアリングにおける私の説明内容は本件訴訟の争点に関連しないと思われませんが、本調査委員会は、私が行ったマウス実験全体ではなく、本件スライド(甲5)の作成過程に関連するマウス実験だけを取り上げていたようで、私に対する質問はこの範囲内のものでした。

### 1.5 本件各記事の発表後の原告とのやり取りについて

- (1) (2) 清水勉弁護士(以下、「清水弁護士」と言います。)に依頼したのは、「本件マウス実験に関する対応」ではなく、国際医療福祉大学による解雇事件です。私を対象者とする信州大学の予備調査・本調査の対応について相談したことはありません。
- (3) 池田先生には提出していません。清水弁護士に渡したのは、平成29年10月中旬頃だったと思います。
- (4) 池田先生が、宮川剛教授から本件マウス実験の生データ開示を求められていたかは知りません。池田先生と、本件マウス実験の生データ開示や発表内容の訂正について相談したこともありません。

## 第2 本件マウス実験に関する村中さんらの誤った理解

### 1 NF- $\kappa$ Bp50 欠損マウスの特性について

私が、村中さんらとの面談で、他のワクチンを打ったNF- $\kappa$ Bp50 欠損マウスの血清でも緑色の反応が見られる旨を述べたのは、マウス海馬の画像に限定した説明

ではありません。大江さんが国際医療福祉大学に送信した平成28年5月30日付FAX(乙9)で、「主な質問事項」として、「なぜNF- $\kappa$ Bp50欠損マウスを用いているのか」との質問があり、大江さんや村中さんは、NF- $\kappa$ Bp50欠損マウスの特性を知らないと思われたことから、このマウスを使う理由を理解していただくために、このマウスがもともと加齢(月齢でいうと6ヶ月以降)とともに自己抗体を産生する特性を有すること、したがって、本件スライド(甲5)の画像にあるような免疫染色をすれば、緑色の反応が見られるということ、一般に公表された論文(甲25の1)も示して説明しました。

このことは、マウス海馬組織だけでなく、海馬組織と同じく中枢神経系である網膜組織についても同様です。自己抗体を産生しやすいこのマウスを使って、HPVワクチンを接種したNF- $\kappa$ Bp50欠損マウスの血清について、自己抗体の産生が月齢6ヶ月以前の早期から認められ、経時的に自己抗体の産生量が多くなる可能性を見るのが本件マウス実験の目的です。

自己免疫疾患のメカニズムを解析するためのモデルマウスとして、NF- $\kappa$ Bp50欠損マウスのような自己免疫疾患を起こしやすい個体を使用することは、一般的な手法であり、何らおかしいことではありません。正常マウスで動物実験して病態解析をする研究のほうこそ極めて稀だと思います。

乙9にあるように、「ワクチン接種した少女は欠損していない」からNF- $\kappa$ Bp50欠損マウスを使うのはおかしい、正常マウスで実験すべきだと村中さんらが考えていたとすれば、それは疾患モデルマウスの研究に関する基礎的な知識のない素人の考えです。

本件スライド(甲5)で、HPVワクチン以外のワクチンについても少し緑色に染まった反応が見られるのも、月齢12ヶ月のNF- $\kappa$ Bp50欠損マウスは、もともと自己抗体を産生するからです。自己抗体を産生するマウスであることを前提に、その程度差を見ることに目的があります。

## 2 蛍光抗体間接法について

また、本件スライド(甲5)のように蛍光抗体間接法による免疫組織化学染色を行う場合は、被検体の血清を希釈します。希釈しないと、それこそどのワクチンを

打ったマウスの血清も強く緑色に光る結果になり、有意な検査結果が得られません。相当程度希釈して検査しても、HPVワクチンを打ったマウスの血清は、他のワクチンと異なり、自己抗体の反応の程度が高かったのです。他のワクチンを打ったマウスの血清が希釈により緑色の反応がわずかにしか見られなくなっても、HPVワクチンだけはなお十分に緑色の反応が見られました。

村中さんらは、私がNF- $\kappa$ Bp50欠損マウスの特性を説明したことを捉えて、他のワクチンを打ったマウスの血清でも緑色に光るのに、本件スライド（甲5）はそうではないから、池田先生が「捏造」と主張するようですが、全く理解を誤っています。蛍光抗体間接法による一般的な自己抗体の検査手法すら知らずに、「緑色に光る／光らない」というだけの素人的な発想で、池田先生が捏造したと雑誌に書いたから、私は、ウェッジの記事はフェイクだと言っているのです。

自己免疫疾患の病態解析にNF- $\kappa$ Bp50欠損マウスを用いる理由を理解できない、蛍光抗体間接法の手法や免疫組織化学染色の画像の見方も知らない方々に、約1時間程度、食事をしながら話すくらいで、本件スライド（甲5）を正確に理解していただくことは不可能であったと思います。

### 3 信州大学の本調査委員会資料について

#### (1) 再現実験について

村中さんは、本件訴訟で、信州大学の本調査委員会の資料をいくつも提出していますが、調査対象者に過ぎなかった私は、大学側からこれらの資料内容の確認を求められたことはありませんでした。村中さんが証拠資料として提出したものを見て初めて、本調査委員会の再現実験の結果画像（丙15、3枚目）を見ましたが、本件スライド（甲5）の結果を再現することができるかどうか以前に、再実験担当者がマウスの脳切片の海馬組織部分を特定して共焦点レーザー顕微鏡で撮影することすらできていないことに驚きました。

産婦人科学教室から回収したマウス血清6検体を正常マウスの脳切片にふりかけて反応を見る場合、前提として、脳切片の海馬組織部分を特定して撮影したことを示す画像（本件スライドにおける「DAPI」（核染色）青と「RGS14」（海馬神経線維）赤の画像）については、本件スライド（甲5）と同じように撮影できな

ければ、正しく実験できたとはいえません。

「DAPI」（核染色）は、脳切片の細胞の核部分を認識して青に染まるものであり、「RGS14」（海馬神経線維）は、CA2領域の目印となるマーカートンパク質で、RGS14タンパク質があることを赤標識で示すものです。つまり、これらは、血清の反応を見る前提として、マウス海馬脳切片のCA2領域を特定し、共焦点レーザー顕微鏡で確認できていることを示すものです。DAPI青とRGS14赤が認められない画像になっているということは、共焦点レーザー顕微鏡を扱うことができない人物が画像を撮影したということであり、そもそも実験の体をなしていないことを意味します。このような杜撰な「再現実験」の結果に基づき、本調査委員会が、「実験の結果、いずれの検体についても無垢のマウスの脳組織との反応を認めることはできなかった」（丙2、下から3行目）と公表したことに、私は怒りを通り越し、呆れました。共焦点レーザー顕微鏡の取扱いは、必要な訓練を経た研究者が、相当な手間と時間を掛けて行うものです。本調査委員会に関与した方々が、この顕微鏡を適切に操作できず、本件スライドを作るのに必要な手間も能力も理解することなしに、「研究者の姿勢として疑問が残る」とか「そうした研究姿勢に対し猛省を求める」（丙2、2枚目）とコメントされたことには納得できません。

#### （2）プログレスミーティング資料について

本調査委員会資料（丙88）7/93ページの、私が、本件プログレスミーティングで全19枚のスライドで発表したとの記述も誤りです。私は、本件プログレスミーティングで使用したスライドが19枚であったと説明したことはありませんし、本調査委員会から、本件プログレスミーティングを19枚のスライド資料で実施したかを確認されたこともありません。

### 第3 村中さんのインターネット上の書き込みについて

#### 1 「守れる命を守る会」

村中さんや村中さんの支援者と思われる方が、インターネットで「守れる命を守る会」と称して（以下、「本件ウェブページ」といいます。）、本件訴訟に関する原告や被告らの準備書面のみならず、証拠資料もほとんど全て公開しています。例えば、



信州大学に対する公益通報メール（丙86、26頁）までそのままインターネットで公開されており（甲35）、送信者である宮川剛教授の名前や調査対象者とされた私の名前が、マスキングされることなく公表されています。

本件ウェブページには、つい最近まで、私の健康状態や生活状況に関する記述もありました（甲32）。証拠資料で私の名前が明らかにされていますから、本件訴訟の資料を読んでいる人であれば、これが私を指していることは明らかです。私の健康状態や生活状況は、本件訴訟と関係のない、私のプライバシーに属する事柄です。私の診断書を証拠として出さずに、裁判官に示して確認していただくにとどめたのも、本件訴訟と関係のない診断書の記載内容を、不必要に他人に知られたくないと考えたからです。

私は、本件訴訟の原告ではなく、裁判に協力する立場である証人にすぎません。本件ウェブページに掲載されている私の氏名やプライバシーに関する情報を速やかに削除して下さるよう、原告代理人の弁護士を通じてお願いしても応じてもらえませんでした。平成30年7月26日、被告ウェッジ代理人弁護士が藤本弁護士を説得して下さったことで、甲32の記述は改められました。

## 2 noteやツイッターの発言内容

しかし、これだけではありません。村中さんは、note（文章や写真等を手軽に投稿できるウェブページ）やツイッターで、本件訴訟に関する自身の主張を書いておられます。中には、私が甲17のスライドを水増ししたとか、証拠改ざんに当たるとの誹謗中傷に等しい記述もあります。村中さんの思い込みに基づく決めつけ、あたかも事実であるかのように書く態度は、私に対する強い悪意を感じます。

## 3 自分に与しない者に対する誹謗中傷を公表し続ける非道さ

村中さんが、池田先生を貶めるために、私が面談で話した内容（乙7の2）を断片的に拾い上げ、私の話した趣旨を捻じ曲げて、私の説明と全く異なる記事（甲1、2）にしたことは、私の陳述書（甲24）で説明した通りです。私の説明した内容は正確に書いてもらわないと、悪意のあるなしに関わらず、とんでもない誤解を生じかねません。しかし、村中さんも大江さんも、記事として公表する前に、私に対して、私の説明部分の内容の正確性を確認しませんでした。村中さんからは執拗な

までに資料提供を求められましたが、上記の確認を求められることは全くありませんでした。そして、出来上がったのがこの裁判で問題になっている記事です。大江さんも村中さんも事前に自分たちの都合のいい言葉だけを引き出せばいいという考えで私に会ったのだとしか考えられません。このようなやり方が取材と言えるのでしょうか。

村中さんが自らの思い込みやひどい勘違いを改めない限り、私の説明は理解されないでしょう。私は、本件ウェブページを閲覧するなどして、本件訴訟に関する村中さんの主張や提出証拠をある程度読みましたが、池田班の研究行為に具体的にどのような捏造行為があったかを挙げることもできずに、闇雲に本件マウス実験に関する資料提供を求めたり、ウェッジの記事内容を離れて本件マウス実験の粗探しを執拗に続けるばかりのようです。このような村中さんの姿勢には、本件訴訟を利用して、私や原告側の攻撃材料を見つけてインターネット記事として書き立て、自分に与しない者を誹謗中傷し続け研究活動も社会生活もできなくさせようという意図を強く感じます。

今後、私に対する尋問内容についても断片的に拾い上げ、趣旨を捻じ曲げて、村中さんの悪意に基づく評価とともに、インターネットに書き込むなどして言いふらすことが予想され、暗澹たる気持ちになります。

私は、本件訴訟が適正に審理・判断されることに協力する意思はありますが、私がどのように説明しても、説明内容の揚げ足を取り、村中さんに都合よく趣旨を捻じ曲げて、「言論活動」と称して私や池田先生を誹謗中傷する材料に使うことを村中さんが止めないとすれば、自分の身を守るために、証人出廷を取りやめるしか方法がないかもしれないと、大変困惑しています。